

(11) 食 中 毒 事 件 一 覽 表

ア 食中毒事件一覧表

番号	発生日	原因施設	原因食品	病因物質	型別等	患者数	喫食者数	担当保健所	患者数月別累計	患者数年間累計
1	1/18	飲食店(一般)	会食料理	不明	SRSV(PCR) 2/4	12	13	田無	12	12
2	2/3	不明	生炊	不明	SRSV(PCR) 7/44	462	不明	石神井	462	474
3	2/6	不明	不明	不明	SRSV(PCR) 1/2	10	不明	石神井	472	484
4	2/19	不明	不明	不明		17	35	武蔵野	489	501
5	2/20	飲食店(一般)	宴会料理	不明		38	135	神田	527	539
6	2/21	不明	不明	サルモネラ	Enteritidis	2	2	城東	529	541
7	2/21	飲食店(旅館・ホテル)	旅館の食事	サルモネラ	Enteritidis	3	不明	大島出張所	532	544
8	2/22	飲食店(一般)	会食料理	不明	SRSV(PCR) 2/5	5	12	荒川	537	549
9	3/10	その他(実習)	イチゴショートケーキ 及びスパゲッ ティーミートソース	黄色ブドウ球菌	コアクラーセ V, VII	18	69	荏原	18	567
10	4/2	家庭	家庭の食事	サルモネラ	Enteritidis	4	4	世田谷	4	571
11	4/4	不明	不明	カンピロバクター	Jejuni LIO4	1	不明	多摩立川	5	572
12	4/12	飲食店(すし)	宴会料理	カンピロバクター	Jejuni LIO 7	41	130	中央	46	613
13	5/7	不明	不明	サルモネラ	Enteritidis	12	不明	多摩小平	12	625
14	5/10	菓子製造業	シャルロットケーキ	サルモネラ	Enteritidis	8	8	池袋	20	633
15	5/14	不明	不明	サルモネラ	Infantis	2	2	町田	22	635
16	5/28	不明	不明	カンピロバクター	Jejuni, TCK: 26, LIO1	95	198	練馬	117	730
17	6/4	集団給食(要許可)	チャーシューメン	ウェルシュ菌	Hobbs3	21	40	府中小金井	21	751
18	6/8	飲食店(一般)	ハイキング料理	サルモネラ	Enteritidis	7	7	神田	28	758
19	6/8	不明	不明	下痢原性大腸菌	O157 VT1,2(+)	1	不明	—	29	759
20	6/10	集団給食(要許可)	寄宿舎の食事	下痢原性大腸菌	O25NM	22	73	世田谷	51	781

番号	発生日	原因施設	原因食品	病因物質	型別等	患者数	喫食者数	担当保健所	患者数別累計	患者数年間累計
21	6/13	飲食店(一般)	ビーフカレーライス	パチルス・セレウス	Gilbert1	3	3	本所	54	784
22	6/15	その他(実習)	調理実習の料理	カンピロバクター	Jejuni LIO4	5	5	牛込	59	789
23	6/22	飲食店(一般)	中華料理	サルモネラ	Enteritidis	34	56	目黒区	93	823
24	6/28	不明	不明	不明		1	不明	南多摩	94	824
25	6/29	不明	不明	不明		2	不明	多摩川	96	826
26	6/30	集団給食(要許可)	食堂の食事	サルモネラ	Corvallis	63	210	品川	159	889
27	7/5	飲食店(一般)	宴会料理	腸炎ヒブリオ	O3:K6	12	12	品川	12	901
28	7/5	不明	不明	腸炎ヒブリオ	O3:K6	1	不明	多摩立川	13	902
29	7/5	飲食店(すし)	会食料理	腸炎ヒブリオ	O3:K6	13	31	大田区	26	915
30	7/7	飲食店(一般)	会食料理	腸炎ヒブリオ	O3:K6	4	75	渋谷区	30	919
31	7/8	飲食店(弁当)	弁当	黄色ブドウ球菌	コアグラセ'IV	2	7	台東	32	921
32	7/9	集団給食(要許可)	事業所給食	不明	SRSV(PCR) 5/8	14	50	八王子	46	935
33	7/9	集団給食(要許可)	事業所給食	不明	SRSV(PCR) 1/5	9	23	神田	55	944
34	7/9	集団給食(要許可)	事業所給食	不明		15	35	台東	70	959
35	7/9	集団給食(要許可)	事業所給食	不明	SRSV(PCR) 1/2	7	不明	台東	77	966
36	7/10	集団給食(要許可)	食堂の食事	不明	SRSV(PCR) 0/1	3	55	中野北	80	969
37	7/11	飲食店(屋形船)	宴会料理	腸炎ヒブリオ	O1:K56ほか	10	45	城東	90	979
38	7/12	飲食店(すし)	会食料理	腸炎ヒブリオ	O3:K6	19	43	八王子	109	998
39	7/13	不明	不明	不明		1	不明	多摩立川	110	999
40	7/15	飲食店(一般)	マクロ炒め	不明		4	4	麻布	114	1003
41	7/16	飲食店(すし)	にぎり寿司	腸炎ヒブリオ	O1:K56	13	19	多摩立川	127	1016
42	7/16	そうざい製造業	弁当	黄色ブドウ球菌	コアグラセ'VII	6	44	府中小金井	133	1022

番号	発生 月日	原因施設	原因食品	病因物質	型別等	患者 数	喫食 者数	担当保健所	患者 数月 別累 計	患者 数年 間累 計
43	7/16	不明	不明	不明		1	不明	中央	134	1023
44	7/19	不明	不明	カンピロバクター	Jejuni,LIO2 8,LIO11	2	2	本所	136	1025
45	7/19	不明	不明	腸炎ビブリオ	O1:K38	1	不明	府中小金井	137	1026
46	7/20	不明	不明	不明		2	不明	三鷹武蔵野	139	1028
47	7/23	集団給食(要 許可)	カシキマクロ立田 揚げ定食	不明	Enteritidis	15	968	芝	154	1043
48	7/26	不明	不明	下痢原性大腸菌	O157 VT1,2(+)	1	不明	—	155	1044
49	7/26	不明	不明	不明		1	不明	町田	156	1045
50	7/27	飲食店(すし)	にぎり寿司	腸炎ビブリオ	O3:K6	12	31	世田谷	168	1057
51	7/27	飲食店(仕出 し)	にぎり寿司	腸炎ビブリオ	O3:K6	21	60	北区	189	1078
52	7/27	不明	不明	腸炎ビブリオ	O3:K6	4	14	向島	193	1082
53	7/29	飲食店(弁当)	オードブル	サルモネラ	Virchow	6	18	多摩小平	199	1088
54	7/30	飲食店(すし)	にぎり寿司	腸炎ビブリオ	O3:K6,O4: K11	10	34	芝	209	1098
55	8/3	飲食店(一般)	会食料理	腸炎ビブリオ	O4:K8ほか	30	40	麴町	30	1128
56	8/3	不明	不明	腸炎ビブリオ	O3:K6	2	2	北区	32	1130
57	8/4	飲食店(一般)	カニチャーハン	ハチルス・セレウス	Gilbert1	2	2	新宿	34	1132
58	8/4	不明	不明	腸炎ビブリオ	O3:K6	1	不明	多摩立川	35	1133
59	8/7	飲食店(仕出 し)	弁当	サルモネラ	Corvallis	50	不明	品川	85	1183
60	8/7	不明	不明	サルモネラ	Enteritidis	3	不明	千住	88	1186
61	8/8	不明	不明	不明		2	不明	多摩東村山	90	1188
62	8/9	飲食店(一般)	にぎり寿司	腸炎ビブリオ	O3:K6	11	72	芝	101	1199
63	8/11	不明	不明	腸炎ビブリオ	O3:K6	1	不明	多摩立川	102	1200
64	8/11	不明	不明	腸炎ビブリオ	O3:K6	1	不明	板橋区	103	1201

番号	発生日	原因施設	原因食品	病因物質	型別等	患者数	喫食者数	担当保健所	患者数月別累計	患者数年間累計
65	8/12	不明	不明	腸炎ヒブリオ	O1:K60	1	不明	多摩立川	104	1202
66	8/13	飲食店(一般)	フランス料理	腸炎ヒブリオ	O3:K6	6	6	葛飾	110	1208
67	8/14	家庭	家庭の食事	サルモネラ	Typhimurium	3	3	葛飾	113	1211
68	8/14	飲食店(すし)	にぎり寿司	腸炎ヒブリオ	O3:K6	5	9	葛飾	118	1216
69	8/21	飲食店(一般)	会食料理	サルモネラ	Thompson	7	20	八王子	125	1223
70	8/25	家庭	家庭の食事	サルモネラ	Enteritidis	2	2	荒川	127	1225
71	8/25	飲食店(民生)	キャベツとキュウリの一夜漬	腸炎ヒブリオ	O3:K6	25	38	本所	152	1250
72	8/26	不明	不明	サルモネラ	Enteritidis	1	不明	北区	153	1251
73	8/27	飲食店(弁当)	弁当	サルモネラ	Enteritidis	11	不明	渋谷区	164	1262
74	8/29	飲食店(一般)	弁当	サルモネラ	Enteritidis	93	138	狛江調布	257	1355
75	9/1	菓子製造業	どらやき(うぐいす餡)	黄色ブドウ球菌	コアグラーゼIV	4	9	台東	4	1359
76	9/5	不明	不明	不明		3	不明	多摩立川	7	1362
77	9/7	飲食店(弁当)	にぎりめし	黄色ブドウ球菌	コアグラーゼIV	34	63	多摩立川	41	1396
78	9/13	不明	生ウニ	腸炎ヒブリオ	O3:K6	6	8	大田区	47	1402
79	9/13	不明	生ウニ	腸炎ヒブリオ	O3:K6	2	7	大田区	49	1404
80	9/14	不明	不明	腸炎ヒブリオ	O3:K6	1	不明	三鷹武蔵野	50	1405
81	9/17	飲食店(仕出し)	仕出し弁当	サルモネラ	Virchow	11	16	神田	61	1416
82	9/20	不明	不明	サルモネラ	Enteritidis	2	不明	葛飾北	63	1418
83	9/24	不明	おはぎ	黄色ブドウ球菌	コアグラーゼVII	2	2	台東	65	1420
84	9/25	飲食店(仕出し)	仕出し弁当	サルモネラ	Hadar	102	不明	新宿	167	1522
85	9/21	集団給食(事業所)	乳幼児食	サルモネラ	Typhimurium	11	21	多摩立川	178	1533
86	9/29	不明	不明	不明		3	不明	八王子	181	1536

番号	発生日	原因施設	原因食品	病因物質	型別等	患者数	喫食者数	担当保健所	患者数月別累計	患者数年間累計
87	10/5	家庭	家庭の食事	不明		2	6	秋川	2	1538
88	10/12	飲食店(一般)	弁当	不明		39	160	足立	41	1577
89	10/15	飲食店(一般)	マクロの山かけ	サルモネラ	Enteritidis	12	12	池袋	53	1589
90	10/20	不明	不明	カンピロバクター	Jejuni LIO28, TCK12	113	432	新宿	166	1702
91	10/22	集団給食(要許可)	給食	不明	SRSV(PCR) 7/11	58	140	渋谷区	224	1760
92	10/22	飲食店(そば)	カツ丼	サルモネラ	Enteritidis	17	不明	麴町	241	1777
<u>93</u>	11/10	飲食店(一般)	仕出し弁当	サルモネラ	Enteritidis	45	73	府中小金井	45	1822
<u>94</u>	11/22	飲食店(一般)	結婚披露宴食事	サルモネラ	Enteritidis	50	77	目黒区	95	1872
<u>95</u>	12/7	飲食店(一般)	シジミの醤油漬	SRSV		7	8	池袋	7	1879
96	12/7	不明	不明	不明		1	1	八王子	8	1880
97	12/13	飲食店(一般)	会食料理	SRSV		9	22	四谷	17	1889
98	12/14	飲食店(一般)	生かき	SRSV		27	57	多摩川	44	1916
99	12/17	飲食店(一般)	会食料理	SRSV		6	6	芝	50	1922
100	12/19	飲食店(一般)	宴会料理	SRSV		17	26	神田	67	1939
<u>101</u>	12/20	飲食店(一般)	宴会料理	SRSV		39	66	中央	106	1978
102	12/20	飲食店(一般)	宴会料理	SRSV		9	21	南多摩	115	1987
103	12/24	家庭	家庭の食事	不明		5	9	牛込	120	1992

※ 下線付き事例は、食中毒事件概要(抜粋)に掲載

海外事件(都内扱い)

番号	発生日	原因施設	原因食品	病因物質	型別等	患者数	喫食者数	担当保健所	患者数月別累計	患者数年間累計
国外	6/25	不明	台湾旅行中の食事(不明)	腸炎ビブリオ	O3:K6	17	61	大田区	—	—

イ 食中毒事件の概要

No. 1

概要： 1月21日15時、田無市内の会社関係者及び医師から、1月17日に田無市内飲食店において新年会を催したところ、社員13名のうち複数が食中毒症状を呈している旨、田無保健所へ届出があった。

調査の結果、会食をした13名のうち12名が、1月18日20時から20日6時にかけて吐き気、おう吐、腹痛、下痢等の症状を呈していたことが判明した。

患者のふん便からSRSVが検出され、患者らの共通食がこの飲食店での会食以外にないことから当該施設が原因施設と特定された。また、喫食状況から殻付き生カキが原因食品として推定されたが特定することはできなかった。

摂取場所： 飲食店

発生場所： 自宅ほか

No. 2

概要： 食中毒の概要（詳報）参照（平成9年2月14日報道発表）

摂取場所： 家庭ほか

発生場所： 自宅ほか

No. 3

概要： 2月7日14時30分、中野区内救急隊から、食中毒らしい同区内在住の会社員1名を練馬区内病院に搬送した旨、中野区中野北保健所へ届出があった。

調査の結果、2月5日、中野区内会社員ら12名が練馬区内の複数の飲食店で会食をしたところ、うち10名が、2月6日2時30分から7日18時にかけて吐き気、おう吐、腹痛、下痢等の症状を呈していたことが判明した。

患者らの共通食はこれら3施設での会食のみであったが、患者ふん便、従業員ふん便、拭き取り、食品から食中毒起因菌は検出されなかったため、病因物質、原因施設の特定はできなかった。

摂取場所： 不明

発生場所： 自宅ほか

No. 4

概要： 2月20日、武蔵野市内の医師から、スキーツアーに参加した5名が、食中毒症状を呈して受診した旨、武蔵野保健所へ届出があった。

調査の結果、2月17日から19日にかけて北海道へのスキーツアーに参加した35名中17名が2月19日から20日にかけて腹痛、吐き気、下痢、おう吐等の症状を呈していたことが判明した。

喫食調査から、発症者らの共通食はなく、搭乗した航空機および宿泊した施設にも同様の苦情がないことから、原因施設の特定はできなかった。また、患者ふん便、検食、拭き取りから食中毒起因菌の検出がなかったため、病因物質の特定もできなかった。

摂取場所： 不明

発生場所： 宿泊ホテル内ほか

No. 5

概要： 2月27日12時30分、千代田区内の営業者から、2月21日に当該施設を利用した1グループ24名中10名が食中毒症状を呈したとの通報が利用者からあった旨、神田保健所へ届出があった。

調査の結果、2月18日から24日に当該施設を利用した4グループ74名中38名が、2月20日から3月1日にかけて下痢、腹痛、吐き気、おう吐等の食中毒症状を呈していたことが判明した。

患者が発生したのは特定の宴会コース料理を喫食したグループのみであったが、施設に検食はなく参考食品、拭き取り、従業員・患者ふん便からの食中毒起因菌の検出もないことから、病因物質は特定できなかった。

摂取場所： 飲食店

発生場所： 勤務先ほか

No. 6

概要： 2月26日12時江東区内在住の患者から、2月20日に近所のコンビニエンスストアで弁当を購入し夫婦で喫食したところ、2人とも食中毒症状を呈した旨、城東保健所へ届出があった。

調査の結果、夫婦は2月21日明け方から夕方にかけて、下痢、腹痛、発熱等の食中毒症状を呈していたことが判明した。

夫婦のふん便からサルモネラ・エンテリティスが検出されたが、夫婦は共通食も多く、また、申し出のあった弁当の販売者、製造者共に同様の苦情を受けていないことから原因食、原因施設の特定はできなかった。

摂取場所： 患者自宅

発生場所： 患者自宅

No. 7

概要： 3月1日11時50分、新島村内の医師から、食中毒症状を呈した患者を診察した旨、島しょ保健所大島出張所へ届出があった。

調査の結果、2月7日及び18日から28日にかけて当該民宿を別々に利用していた3名が、2月21日から26日にかけて腹痛、下痢、発熱等の食中毒症状を呈していたことが判明し、島しょ保健所大島出張所はこの民宿を原因施設とする食中毒と特定した。

患者らのふん便から、*サルモネラ・エンテリティス*を検出したが、患者らの施設利用期間が長く、共通食が多数あり、検査がなかったことから、原因食品の特定はできなかった。

摂取場所： 民宿

発生場所： 民宿

No. 8

概要： 2月24日9時、荒川区内事業所の職員から、区内の飲食店で会食を行った12名中4名が食中毒症状を呈している旨、荒川保健所へ連絡があった。

調査の結果、2月20日に当該飲食店を利用した12名中5名が2月22日から23日にかけて下痢、吐き気、発熱等の症状を呈していたことが判明した。

患者らの共通食は当該飲食店での会食以外にはなかったことから荒川保健所は当該飲食店を原因施設とする食中毒と断定したが、患者ふん便、施設の拭き取り、および食品（参考品）からの食中毒起因菌の検出はなく、原因食品、病因物質を特定することはできなかった。

摂取場所： 飲食店

発生場所： 患者自宅ほか

No. 9

概要： 3月11日13時、品川区内の病院医師から、品川区内中学校の生徒数名が食中毒症状を呈し来院した旨荏原保健所へ届出があった。

調査の結果、3月10日及び11日の両日に同校内で行われた家庭科調理実習で調理した食品（苺ショートケーキ、スプサイミートソース、紅茶）を喫食した生徒ら69名中18名が、吐き気、おう吐等の食中毒症状を呈していたことが判明した。

検査の結果、患者ふん便、吐物、および食品残品（苺ショートケーキ、スプサイミートソース）から黄色ブドウ球菌が検出されたが、患者ふん便中から検出されたコアグラゼ型が複数あり、メニュー中のどの食品が原因であったかは特定できなかった。

摂取場所： 中学校内

発生場所： 中学校内

No. 10

概要： 4月4日15時、世田谷区内の病院医師から、食中毒症状を呈した一家4名が入院した旨、世田谷保健所へ届出があった。

調査の結果、患者らは4月2日に下痢、おう吐、腹痛、発熱等の症状を呈していた。また、患者らは発病前の3日間に一部外食はあったものの4名に共通するメニューはなく、外食先飲食店等への同様の苦情もなかった。これらのことから、世田谷保健所は家庭の食事を原因とする食中毒と断定した。

また、発症前日の夕食に生鶏卵1個を家族4人で分けて喫食していることから鶏卵の関与が疑われたが、販売店、産地等の遡り調査の結果からは特定することができなかった。

検査の結果、一家4名全員のふん便由来の菌株から*サルモネラ・エンテリティス*が確認された。

摂取場所： 自宅

発生場所： 自宅

No. 11

概要： 4月8日11時、立川市内医院の医師から、発熱、下痢等の症状を訴え受診している患者ふん便を検査して欲しい旨、多摩立川保健所へ連絡があった。

調査の結果、患者は4月4日20時から発熱、下痢、腹痛、おう吐等の症状を呈していたことが判明した。患者と食事を共にしている家族らには同様の発症者はおらず、また、食品の購入先にも同様の苦情はなかったことから、原因施設、原因食品共に特定はできなかった。

検査の結果、患者ふん便から*カンピロバクター・ジェニ*が検出された。

摂取場所： 不明

発生場所： 自宅

No. 12

概要： 4月18日、中央区内の飲食店利用客から、4月11日に同飲食店を利用したところ食中毒症状を呈し

た旨、衛生局に連絡があった。

調査の結果、4月11日夜、当該飲食店で歓送迎会を行った江東区内中学校の教職員52名中12名が、4月12日から腹痛、下痢、発熱等の食中毒症状を呈していたことが判明した。

また、同日当該飲食店で宴会を催した他グループからも同様の発病が確認され、計6グループ41名の患者が確認された。これらのことから、中央保健所は原因施設を当該飲食店、原因食品を宴会コース料理と特定した。

検査の結果、患者ふん便、従業員ふん便からカビロウター・ジェニが検出された。同菌が検出された従業員らはいずれも「鶏肉ささみの明太子和え」を調理した部門の調理師であり、賄い食として同メニューを喫食していたため、原因食品として強く疑われたが、特定には至らなかった。

摂取場所： 飲食店
発生場所： 自宅ほか

No. 13

概要： 5月8日、武蔵野市内病院の医師から、食中毒症状を呈し救急で搬送されてきた患者2名を診察した旨、多摩小平保健所へ届出があった。

調査の結果、患者12名は小平市内高校の体育部に所属し、3月3日から5日まで部員30名で小平市内合宿所で合宿を行い、その後複数のグループに別れて国分寺市内で食事をしてきたことが判明した。

検査の結果、患者ふん便からサルモネラ・エンテリティディスが検出されたが、合宿所および利用した飲食店の拭き取り、参考食品等からは同菌は検出されず、飲食店に対し同様の苦情もないことから原因施設、原因食品の特定はできなかった。

摂取場所： 不明
発生場所： 合宿所

No. 14

概要： 5月14日、埼玉県から、都内菓子販売店から生洋菓子を購入し、喫食した埼玉県内在住者複数名が食中毒症状を呈している旨、東京都へ通報があった。

調査の結果、5月9日、豊島区内の菓子販売店で購入したシロップケーキを喫食した8名全員が、5月10日から下痢、腹痛、発熱等の食中毒症状を呈していたことが判明した。

検査の結果、患者ふん便、販売店のケーキ残品、製造所の参考品鶏卵からサルモネラ・エンテリティディスが検出されたことから、原因施設を菓子製造施設、原因食品をシロップケーキ（生洋菓子）と特定した。

当該生洋菓子はムースの周囲にビスキーを貼り付けたもので、ムースの製造は卵黄、ゼラチン、加温した牛乳、砂糖を直火で攪拌しながら加熱し、一度冷却した後ホイップした生クリームを加え攪拌しながら湯せんにかけて行われていた。その後、このムースをビスキーを敷いた型に流し込み、冷却して完成されたものである。

製造後は直ちに冷凍保管の後、販売店等に出荷され冷蔵ショーケースで陳列販売されており増菌の機会はなく、サルモネラに汚染された鶏卵を使用し、製造中の加熱が不十分であったことで製品中に同菌が残存してしまい食中毒を引き起こしたものと推定された。

摂取場所： 自宅
発生場所： 自宅

No. 15

概要： 5月22日10時15分、町田市内の医院医師から、診察した患者のふん便からサルモネラを検出した旨、町田保健所に届出があった。

調査の結果、患者は同一世帯に住む家族2名で、5月14日から15日にかけて相次いで下痢、発熱、腹痛等を発症していることが判明したが、特に外食もなく、食材を購入した販売店に同様の苦情もなかった。

検査の結果、患者ふん便からサルモネラ・インファンティスが検出されたが、家庭の拭き取り、および販売店の拭き取り等からも特記すべき食中毒起因菌の検出がなかったことから、原因施設、原因食品の特定をすることはできなかった。

摂取場所： 不明
発生場所： 自宅

No. 16

概要： 6月2日9時30分、練馬区内中学校の校長から、5月26日から28日にかけて京都、奈良方面へ修学旅行に出かけた3年生と教職員のうち複数名が食中毒症状を呈している旨、練馬保健所に通報があった。

調査の結果、生徒187名と、教職員ら11名の合計198名中95名が、5月28日から6月3日にかけて、腹痛、下痢、発熱、頭痛等の症状を呈していたことが判明した。

検査の結果、患者ふん便からカビロウター・ジェニを検出したが、旅行中に利用した施設について、所管する自治体が調査したが、いずれの施設も同様の苦情はなく、検食等からも特記すべき食中毒起因菌

は検出されなかったことから、原因施設、原因食品の特定はできなかった。

摂取場所： 不明

発生場所： 不明

No. 17

概要： 食中毒の概要（詳報）参照

摂取場所： 学生寮

発生場所： 学生寮

No. 18

概要： 6月12日13時10分、千葉県内在住の患者から、6月6日19時に千代田区内飲食店で会食した4名全員が下痢、腹痛、発熱等の症状を呈したとの届出が神田保健所にあった。さらに、6月23日16時頃、6月9日19時に同店を利用した埼玉県内在住者から、6月10日6時30分頃より下痢、腹痛、発熱等の症状を呈したとの届出があった。

調査の結果、申し出のあった2グループ7名が、6月8日8時頃から11日21時にかけて下痢、腹痛、発熱等の症状を呈していたことが判明した。

検査の結果、患者ふん便、従業員ふん便及び拭き取りからサルモネラ・エンテリティス が検出されたが、患者らの共通食は喫食日の異なる当該飲食店の食事であり、複数のメニューが重複していたことから原因食品の特定はできなかったが、当該飲食店を原因施設とする食中毒と特定された。

摂取場所： 飲食店

発生場所： 飲食店

No. 19

概要： 6月13日16時頃、都内病院の医師より6月11日に診察した患者のふん便から、腸管出血性大腸菌O157を検出した旨、都内保健所に届出があった。

調査の結果、患者は6月8日7時頃から腹痛、下痢等の症状を呈していたことが判明した。

患者ふん便由来の菌株を検査したところベロ毒素（VT1、2）が確認されたが、家庭の拭き取り、外食施設の拭き取り等からの同菌の検出はなく、また、周囲に同様の発病者、苦情者がいなかったことから原因食品、原因施設の特定はできなかった。

摂取場所： 不明

発生場所： 不明

No. 20

概要： 食中毒の概要（詳報）参照

摂取場所： 合宿所

発生場所： 合宿所

No. 21

概要： 6月16日9時45分、墨田区内保育園の看護婦から、同保育園職員3名が6月13日18時頃より吐き気、おう吐、下痢、発熱等の症状を呈した旨、本所保健所に届出があった。

調査の結果、患者らは同僚ら10名で6月13日17時30分頃から墨田区内の喫茶店で会食を行い、ビーカレーを食べた3名が発病していたことが判明した。

検査の結果、患者ふん便、拭き取り、参考食品からサルモネラ・セリウス が検出され、患者らの共通食はこの喫茶店での食事以外にはないことから、本所保健所は原因食品をビーカレーと特定した。

摂取場所： 喫茶店

発生場所： 喫茶店

No. 22

概要： 食中毒の概要（詳報）参照

摂取場所： 高校調理室

発生場所： 自宅ほか

No. 23

概要： 6月24日、目黒区保健所の食品衛生監視員が管内飲食店の監視の際、飲食店責任者から、22日に当該飲食店を利用したグループから苦情があった旨、相談があった。

調査の結果、6月21日から24日にかけて当該飲食店を利用した者のうち34名が下痢、腹痛、発熱等の症状を呈していたことが判明した。

検査の結果、患者ふん便、拭き取り、検食からサルモネラ・エンテリティス が検出された。特に従事者6名中4名からも同菌が検出された。

患者らの共通食はこの飲食店での食事しかなく、広く施設全体が汚染されていたことから、目黒区保健所は当該飲食店提供の中華料理による食中毒と断定したが、個々の食品の特定はできなかった。

摂取場所： 飲食店
発生場所： 自宅ほか

No. 24

概要： 7月2日16時25分、稲城市内のクリニック医師より、6月29日に下痢等の症状を呈して受診した患者のふん便から腸炎ビブリオを検出した旨、南多摩保健所に届出があった。

患者に連絡したところ調査には協力できない旨回答があり、また、菌株の確保ができなかったことから南多摩保健所は病因物質、原因食品、原因施設不明の食中毒として処理した。

摂取場所： 不明
発生場所： 自宅

No. 25

概要： 7月10日17時、青梅市内在住の患者から、6月30日に受診した病院の検査でふん便から腸炎ビブリオが検出された旨、村山大和保健所に届出があった。

調査の結果、患者らは家族2名で、6月29日10時から発症しており、喫食状況から前日夜に外食したすし店での食事が疑われたが、このすし店への同様の苦情はなく、検査の結果、すし店の拭き取り、食品（参考品）からの同菌の検出はなかった。また、病院で検出された菌株の確保ができなかったため、村山大和保健所は病因物質、原因食品、原因施設不明の食中毒として処理した。

摂取場所： 不明
発生場所： 自宅

No. 26

概要： 食中毒の概要（詳報）参照

摂取場所： 看護学校食堂
発生場所： 自宅ほか

No. 27

概要： 7月6日17時35分、品川区内の会社員から、7月4日夜、品川区内飲食店で会食をした12名全員が7月5日6時頃から下痢、腹痛、発熱等の症状を呈した旨、品川保健所に届出があった。

調査の結果、当該飲食店を利用した他グループには同様患者の発生はなかったが、患者らの共通食はこの飲食店での食事以外にないことが判明した。

検査の結果、患者ふん便から腸炎ビブリオが検出された。当該グループは全員が発病していたため、喫食調査からの原因食品の特定はできず、品川保健所は当該飲食店で提供された会食料理を原因食品とする食中毒として処理した。

摂取場所： 飲食店
発生場所： 自宅ほか

No. 28

概要： 7月7日10時、昭島市内の病院医師から、7月5日より入院している患者の糞便からびリオミクスが検出された旨、多摩立川保健所に届出があった。

調査の結果、患者は7月5日15時頃発症し救急で入院していた。患者の周辺に同様の患者はなく、喫食状況から7月4日夜、患者知人の依頼により昭島市内すし店で調整されたにぎり寿司が患者宅に配達されており、このにぎり寿司が原因食品として疑われたが、当該すし店に同様の苦情はないことが確認され、他の出前先での同様患者の発生も見られなかった。

検査の結果、患者ふん便から腸炎ビブリオが検出されたが、施設の拭き取り、参考食品からの同菌の検出はなく原因食品、原因施設の特定はできなかった。

摂取場所： 不明
発生場所： 不明

No. 29

概要： 7月6日11時58分、大田区内の病院医師から、食中毒症状を呈した患者を診察した旨、東京都保健医療情報センターに届出があった。

大田区保健所の調査の結果、7月4日16時、大田区内飲食店で行われた地域の老人会の会合に出席した20名中8名及び、持ち帰られた折り詰めを喫食した家族ら11名中5名の合計13名が、7月5日6時30分から下痢、腹痛、発熱、おう吐等の症状を呈していたことが判明した。

検査の結果、患者ふん便から腸炎ビブリオが検出され、患者らの共通食は当該飲食店での食事しかないことから、大田区保健所は当該飲食店の会食料理を原因とする食中毒であると特定した。しかし、折り詰めには寿司、てんぷら、煮物等が入っており、喫食状況からはいずれの食品が原因であるかの特

定はできなかった。

摂取場所： 飲食店
発生場所： 自宅

No. 30

概要： 7月9日16時50分、港区内の病院医師から、食中毒症状を呈した患者を診察した旨、赤坂保健所に届出があった。

調査の結果、患者らは渋谷区内の会社同僚6名で、7月6日21時から23時にかけて同区内飲食店で会食し、7月7日14時から下痢、腹痛、発熱、おう吐等の症状を呈していたことが判明した。また、飲食店利用の他グループからも同様の患者が確認された。

検査の結果、患者ふん便、従業員ふん便から腸炎ビブリオを検出し、患者らの共通食は当該飲食店での食事しかないことから渋谷区保健所はこの飲食店を原因施設と断定したが、それぞれのグループが喫食した会食料理のうち、複数のメニューが重複していたため、喫食状況からの食品の特定はできなかった。

摂取場所： 飲食店
発生場所： 自宅

No. 31

概要： 7月9日9時30分、台東区内の会社員から、7月8日昼食に台東区内の飲食店で和風弁当を7個購入し、社員7名で喫食したところ、うち2名が食中毒症状を呈し救急車で病院に運ばれた旨、台東保健所に届出があった。

調査の結果、患者らは7月8日14時から14時30分にかけて吐き気、おう吐、腹痛、下痢等の症状を呈していたことが判明した。

検査の結果、患者ふん便、喫食者ふん便、患者吐物、食品残品、及び拭き取りから黄色ブドウ球菌が検出され、患者らの共通食は和風弁当以外にないことから、台東保健所は当該飲食店を原因施設とする和風弁当による食中毒と断定した。

当該飲食店では近年客が増え、能力以上の製造が慢性化していた。また、従業員の衛生教育も十分ではなく、これらのことが食中毒を起こす要因となったものと考えられた。

摂取場所： 事業所
発生場所： 事業所

No. 32 (No. 33～36 関連事例)

概要： 7月10日19時10分、事業所内健康管理室の医師から、八王子市内事業所で食中毒が発生している旨、東京都医療情報センターに届出があった。

調査の結果、7月9日16時30分から11日10時にかけて、当該事業所の社員50名のうち14名が吐き気、おう吐、下痢、腹痛等の症状を呈していたことが判明した。

検査の結果、患者ふん便、給食施設の拭き取り、検食からは特記すべき食中毒起因菌は検出されず、原因食品の特定はできなかった。しかし、患者らの共通食はこの事業所の給食のみであったため、八王子保健所は当該事業所の給食施設を原因施設とする事業所給食による食中毒であると断定した。

摂取場所： 事業所食堂
発生場所： 自宅ほか

No. 33 (No. 32, 34～36 関連事例)

概要： 7月10日18時、事業所内健康管理室の医師から、千代田区内事業所で27名の社員のうち8名が食中毒症状を呈している旨、東京都医療情報センターに届出があった。

調査の結果、患者は7月9日19時から、10日6時にかけて腹痛、吐き気、下痢、おう吐等の症状を呈していたことが判明した。

検査の結果、患者ふん便、給食施設の拭き取り等全ての検体からは特記すべき食中毒起因菌の検出はされず、病因物質の特定はできなかった。しかし、患者らの共通食はこの事業所の給食のみであり、神田保健所は当該事業所の給食施設を原因施設とする事業所給食と断定した。

摂取場所： 事業所食堂
発生場所： 自宅ほか

No. 34 (No. 32～33, 35～36 関連事例)

概要： 7月11日16時15分、神田保健所が食中毒調査の過程で接触した千代田区内事業所健康管理室の医師から、台東区内事業所2ヶ所で社員のうち21名が7月9日から10日にかけておう吐、下痢、腹痛等の食中毒症状を呈した旨、千代田区に届出があった。

台東保健所の調査の結果、患者7月9日17時20分頃から10日7時にかけてこの事業所の社員15名が下痢、吐き気、腹痛、おう吐等の症状を呈していたことが判明した。

検査の結果、患者ふん便、食品等の検体から特記すべき食中毒起因菌の検出はなく、病因物質の特

定はできなかったが、患者らの共通食は事業所の給食しかなく、台東保健所はこの事業所給食施設を原因施設とする事業所給食による食中毒と断定した。

摂取場所： 事業所食堂
発生場所： 自宅ほか

No. 35 (No. 32~34, 36 関連事例)

概要： 7月11日16時15分、神田保健所が食中毒調査の過程で接触した千代田区内事業所健康管理室の医師から、台東区内事業所2ヶ所で社員のうち21名が7月9日から10日にかけておう吐、下痢、腹痛等の食中毒症状を呈した旨、千代田区に届出があった。

台東保健所の調査の結果、患者7月9日16時00分頃から11日5時にかけてこの事業所の社員7名が下痢、腹痛等の症状を呈していたことが判明した。

検査の結果、患者ふん便、食品等の検体から特記すべき食中毒起因菌の検出はなく、病因物質の特定はできなかったが、患者らの共通食は事業所の給食しかなく、台東保健所はこの事業所給食施設を原因施設とする事業所給食による食中毒と断定した。

摂取場所： 事業所食堂
発生場所： 自宅ほか

No. 36 (No. 32~35 関連事例)

概要： 7月11日9時30分、中野区内病院の医師から、同区内事業所の社員3名が7月10日21時20分頃から腹痛、下痢等の症状を呈し本日3人で受診した旨、中野北保健所に届出があった。

調査の結果、患者らは7月10日21時20分からおう吐、下痢、腹痛等の症状を呈していた。患者らの共通食は、発病直前に同僚ら11名と会食をした飲食店の食事と、事業所内給食施設が提供する昼食であることが判明したが、中野北保健所は発病状況等から原因施設を事業所内給食施設と特定した。

検査の結果、給食施設拭き取り、食品等からの食中毒起因菌の検出はなく、患者1名のふん便からカビバクター・ツェッジュニが検出されたが症状、潜伏期間等から本菌が原因とは考えにくく、病因物質を特定することはできなかった。

なお、この給食施設は外部給食業者に業務委託されており、本件の発生日周辺で同一給食業者の他の4ヶ所の営業施設でも同様な患者が多数発生していた。これらの施設は同じ食材を協同購入していたため、食材のうちいずれかが何らかの病因物質に汚染されていた可能性が考えられた。

摂取場所： 事業所食堂
発生場所： 路上

No. 37

概要： 7月11日16時30分、江東区内病院医師から、7月10日に江東区内屋形船で会社員45名が宴会をしたところ、うち6名が食中毒症状を呈して受診しているとの連絡が保健所にあった。

調査の結果、同じ会社の会社員45名のうち10名が、7月11日9時から11日19時にかけて、腹痛、下痢等の症状を呈していることが判明した。患者10名の共通食は、屋形船で提供された宴会料理のみであり、当該施設が原因施設と特定された。

当日、同屋形船営業者が所有する他の3隻の屋形船において、3グループ87名の利用があったものの、他利用者から同様な症状を訴えるものはいなかった。しかし、当該グループのみに提供された複数の食品があり、これら食品のいずれかが原因食品として疑われた。しかし食品残品はなく、喫食調査からも原因食品を特定することはできなかった。

検査の結果、患者ふん便等から腸炎ビブリオが検出されたことから、腸炎ビブリオによる食中毒事件と特定された。

摂取場所： 飲食店（屋形船）
発生場所： 自宅ほか

No. 38

概要： 7月14日11時45分、八王子市内患者から、7月11日に八王子市内すし店において同じ職場の同僚らで宴会を催したところ、複数名が食中毒症状を呈している旨、八王子保健所へ連絡があった。

調査の結果、7月11日18時から同じ職場の同僚38名及びその家族1名で宴会を行ったところ、うち19名が腹痛、下痢、吐き気等の食中毒症状を呈していることが判明した。患者らの共通食は当該すし店での食事のみであり、当該施設が原因と特定された。

検査の結果、患者ふん便から腸炎ビブリオが検出されたことから、腸炎ビブリオによる食中毒事件と特定された。しかし、食品の残品がなく、参考食品、拭き取りからは食中毒起因菌が検出されなかったことから、原因食品を特定することはできなかった。

摂取場所： 飲食店（すし）
発生場所： 自宅

No. 39

概要： 7月22日15時30分、立川市内病院医師から、7月13日に救急入院した患者のふん便検査の結果、腸炎ビブリオが検出されたとの連絡が、多摩立川保健所にあった。

調査の結果、患者は7月13日14時から下痢、腹痛、吐き気、おう吐、発熱等の症状を呈していることが判明した。喫食状況を調査したところ、家庭の食事と外食があったが、周辺に発病者はおらず、原因施設、原因食品を特定することはできなかった。

また、病院で腸炎ビブリオの菌株が廃棄されており、行政で確認することができなかったことから多摩立川保健所は、病因物質不明の食中毒事件として処理した。

摂取場所： 不明

発生場所： 不明

No. 40

概要： 7月15日14時10分、港区内病院医師から、7月15日昼に飲食店で食事をした会社員2名が、顔の紅潮、熱感等の症状を呈して受診している旨、麻布保健所へ連絡があった。

調査の結果、当日昼に当該飲食店を利用した3グループ4名が、喫食後20分から40分にかけて同様の症状を呈していることが判明した。当該店では、定食として「マグロの定食」と「若鳥の定食」の2種類が提供されていたが、患者はいずれも「マグロの定食」の喫食者に限定された。

2種類の定食メニューは副食物のみが異なり、ごはん、味噌汁、サラダ、漬物は同一のものを使用していたことから、原因食品を副食物である「マグロ炒め」と推定した。

マグロは購入後1週間冷凍庫で保管されていたが、必ずしも適切に使用されていたとは言い難く、ずさんな管理下で保管されていた可能性も考えられた。

また、患者の症状からヒスタミンによる食中毒と疑われたが残品がなく、検査することができなかったため、病因物質不明の食中毒事件として処理された。

摂取場所： 飲食店（一般）

発生場所： 勤務先

No. 41

概要： 7月17日9時45分、立川市内老人ホーム事務長から、7月16日11時30分から12時30分にかけて、同老人ホーム職員等15名で出前寿司を喫食したところ、複数名が同日22時から下痢、おう吐等の食中毒症状を呈している旨、多摩立川保健所へ連絡があった。

調査の結果、当日同飲食店の出前寿司を喫食した、老人ホーム職員9名及び他1グループ4名の合計13名が、7月16日22時から7月17日19時にかけて吐き気、おう吐、腹痛、下痢等の症状を呈していたことが判明し、当該施設が原因施設と特定された。

検査の結果、患者ふん便、残品のマグロ、参考食品のすし種から腸炎ビブリオが検出された。

当日、その他のグループから発病はなかったが、発症した2グループのみに提供された食品に「小柱」があり、原因食品と疑われた。しかし残品はなく、喫食状況からも絞り込めなかったため、原因食品を特定することはできなかった。「小柱」の溯り調査の結果、その他販売先からも苦情はなかった。

なお、小柱をはじめとする寿司種のほとんどが、3日以上前に市場から仕入れられたものであり、種冷蔵ケースも故障中でほとんど冷却されていない等の不備もあり、これらのことが腸炎ビブリオの増殖を招いたものと考えられた。

摂取場所： 事業所、自宅

発生場所： 自宅ほか

No. 42

概要： 7月17日10時頃、横浜市から、都内業者が調製した弁当を喫食した会社員4名が、食中毒症状を呈している旨、衛生局へ連絡があった。

調査の結果、府中市内飲食店が調製した弁当を、7月16日12時20分から30分に喫食した2グループ44名のうち6名が、7月16日15時から17時にかけて吐き気、おう吐、腹痛、下痢等の症状を呈していることが判明した。

検査の結果、患者ふん便、弁当の残品（米飯、揚げ物、煮豆）、従事者手指拭き取り、施設拭き取り等から同型別の黄色ブドウ球菌が検出されたことから、府中小金井保健所は、弁当を原因食品とする、黄色ブドウ球菌による食中毒事件と断定した。

摂取場所： 勤務先（イベント会場）

発生場所： 勤務先（イベント会場）

No. 43

概要： 7月22日16時、江東区内在住の患者の妻から、中央区内の勤務先で夫が下痢、腹痛等の食中毒症状を呈し、中央区内病院に受診したとの連絡が中央保健所にあった。

調査の結果、患者は7月16日8時30分頃から激しい下痢、腹痛等の症状を呈し、救急外来に受診し

た後激しい脱水症状のため、翌日17日から21日まで同病院に入院していることが判明した。病院の検査の結果、患者ふん便から腸炎ビブリオが検出され、食中毒の届出がなされた。

患者の喫食状況、潜伏期間から、中央区内の飲食店で喫食した食事が原因として疑われたが、当該施設にその他苦情もなく、施設拭き取り、食品等の検査から食中毒起因菌は検出されなかったため、施設を特定するには至らなかった。さらに原料の溯り調査を実施したが、その他販売先で同様の苦情はなかった。

また、病院で腸炎ビブリオの菌株が廃棄されており、行政で確認することができなかったことから、病因物質不明の食中毒事件として処理された。

摂取場所： 勤務先
発生場所： 勤務先

No. 44

概要： 7月25日11時20分、墨田区内病院医師から、7月20日から食中毒症状を呈した患者ふん便を検査したところ、カンピロバクターが検出されたとの連絡が本所保健所にあった。

調査の結果、患者は2名であり、7月19日9時から20日0時にかけておう吐、腹痛、下痢等の食中毒症状を呈していることが判明した。

2名の共通食を調査したところ、7月15日夕食の外出と、7月18日夕食の外出があることが判明した。両施設を調査したところ、いずれもその他に苦情はなく、施設拭き取り、食品、従事者ふん便から食中毒起因菌は検出されなかった。

2名の患者ふん便からカンピロバクター・ジェニが検出され、医師から食中毒の届出がなされた。しかし共通する喫食先が複数あり、原因施設を特定することができなかったことから、原因施設不明の食中毒として処理された。

摂取場所： 不明
発生場所： 自宅

No. 45

概要： 7月26日10時50分、小金井市内病院医師から、7月19日から食中毒症状を呈した患者ふん便を検査したところ、腸炎ビブリオが検出されたとの連絡が府中小金井保健所にあった。

調査の結果、患者は7月19日18時から下痢、しぶり腹、脱力感等の食中毒症状を呈していたことが判明した。なお、患者の周辺に同様の発病はなかった。

喫食状況を調査したところ、発病前に複数の外出があったものの、いずれの利用施設にも苦情はなく、施設拭き取り、食品、従事者ふん便から食中毒起因菌は検出されなかった。

以上の結果、腸炎ビブリオによる原因施設不明の食中毒として処理された。

摂取場所： 不明
発生場所： 自宅

No. 46

概要： 7月26日10時30分、武蔵野市内病院医師から、7月20日に食中毒症状を呈した患者ふん便を検査したところ、サルモネラが検出されたとの連絡が府中小金井保健所にあった。

調査の結果、患者は2家族2名であり、7月20日9時から下痢、腹痛、発熱等の食中毒症状を呈していることが判明した。

2名の共通食を調査したところ、7月19日の夕食を2家族7名で喫食しており、このとき発病した2名だけが納豆に生卵の黄身を入れて喫食していた。しかし残品はなく家庭の拭き取り、ふん便の協力が得られなかったことから、原因を特定することはできなかった。また、食品の溯り調査の結果、その他販売先に苦情はなかった。

なお、病院でサルモネラの菌株が廃棄されており、行政で確認することができなかったことから、病因物質不明の食中毒事件として処理された。

摂取場所： 不明
発生場所： 自宅

No. 47

概要： 7月23日15時30分、品川区内病院医師から、7月23日昼に港区内事業所の社員食堂の食事を喫食した数名が、顔の紅潮等の症状を呈し、病院に受診している旨、品川保健所へ連絡があった。

調査の結果、港区内事業所の社員食堂利用者 968名のうち15名が、7月23日昼食喫食直後から、頭痛、発疹、倦怠感、舌のしびれ、顔の紅潮、発熱等の症状を呈していることが判明した。

当日社員食堂で提供された昼定食は、カジキマグロ立田揚げ定食のみであり、この食事を原因とする食中毒と特定された。

検査の結果、食品残品、施設拭き取り、患者ふん便から食中毒起因菌は検出なかったが、患者の症状、潜伏期間等からヒスタミンによる食中毒と疑われた。しかし、食品残品からヒスタミンは検出さ

れなかったことから、病因物質不明の食中毒事件として処理された。

また、マグロの溯り調査を実施したところ、その他販売先に苦情はなかったが、当該冷凍マグロは採捕後約5ヶ月の間、水産物取扱い業者で解体、加工のたびに、解凍と凍結を繰り返されながら流通していた。厨房においても高温で長時間放置された後に使用されており、このような不衛生な食材の取扱いの結果、品質劣化を起こしたものと考えられた。

摂取場所： 集団給食（要許可）

発生場所： 勤務先

No. 48

概要： 7月30日13時50分、都内病院から、7月26日夜から腸炎症状を呈した患者のふん便を検査したところ、腸管出血性大腸菌O157を検出した旨、衛生局に連絡があった。

調査の結果、7月26日22時から、腹痛、頭痛、発熱、下痢等の食中毒症状を呈していたことが判明した。患者は1名のみで家族、周辺に発病者はいなかった。外食先について調査したが、その他に苦情はなく、原因施設、食品等について特定することはできなかった。

患者ふん便由来の菌株を検査したところ、VT1, 2産生性であることが判明した。

摂取場所： 不明

発生場所： 自宅

No. 49

概要： 8月4日10時、町田市内病院医師から、7月26日13時に食中毒症状を呈して入院した患者ふん便を検査したところ、ビブリオ属菌とブドウ球菌を検出した旨、町田保健所へ届出があった。

調査の結果、患者は7月26日7時30分から吐き気、おう吐、下痢、腹痛、発熱等の症状を呈していることが判明した。

患者の食事は家庭での食事のみであったが家族には発病はなく、また家庭の調査協力が十分得られなかったことから、原因食品を特定することはできなかった。

また、病院で腸炎ビブリオの菌株が廃棄されており、行政で確認することができなかったことから病因物質不明の食中毒事件として処理された。

摂取場所： 不明

発生場所： 自宅

No. 50

概要： 7月29日10時40分、世田谷区内会社勤務者から、7月26日夕方社内で暑気払いの宴会を催したところ、参加した社員のうち複数が食中毒症状を呈している旨、世田谷保健所にあった。

調査の結果、患者は同じ会社の勤務者及びその家族であり、7月27日7時から7月29日8時にかけて12名が下痢、腹痛、おう吐等の食中毒症状を呈していることが判明した。

家族を含めた患者の共通食は、暑気払い終了後に配られた折詰寿司のみであったことから、当該折詰寿司を原因食品とする食中毒事件と特定された。

検査の結果、患者ふん便から腸炎ビブリオが検出された。しかし、施設拭き取り、従事者ふん便、参考食品等から食中毒起因菌は検出されず、また食品の残品がなかったことから、原因食品を特定することはできなかった。

この寿司は、26日17時に暑気払い会場に搬入されたものを、折詰にしてほしいという客の求めに応じていったん持ち帰り、折詰に直して再度搬入されたものであった。その間及びその後も長時間常温で保管されていたことから、増菌の機会を与えてしまったものと考えられた。

No. 51

概要： 7月31日、足立区内住民から7月27日、28日に行われた葬儀参加者の多数が、下痢、腹痛等の食中毒症状を呈している旨、足立保健所へ連絡があった。

調査の結果、7月27日、28日に文京区内斎場で行われた葬儀参加者74名中21名が、7月27日から30日にかけて、腹痛、下痢等の症状を呈していたことが判明した。

当日葬儀には、北区の仕出し弁当業者が食事を提供しており、患者の共通食はこの食事しかないことから、当該施設を原因とする食中毒事件と特定された。

検査の結果、患者ふん便から腸炎ビブリオが検出された。しかし食品残品がなく、施設拭き取りから食中毒起因菌は検出されなかった。また、患者の喫食状況から、原因食品を特定することはできなかった。

摂取場所： 斎場

発生場所： 自宅ほか

No. 52

概要： 8月4日11時、墨田区内病院医師から、7月27日から食中毒症状を呈した患者が複数発生した旨、向島保健所へ連絡があった。

調査の結果、7月26日の18時頃から花火大会見物のため親戚の家に集まり、そこで親戚14名で食事をしたところ、うち4名が7月27日10時から16時にかけて、下痢、腹痛、発熱、吐き気等の症状を呈していることが判明した。この食事は、複数の仕出し店から購入してきたそう菜、刺身盛り合わせ等があり、また家庭で調理した食事も提供されていた。

食品の購入先を調査したところ、その他に苦情はなく、従事者ふん便、施設拭き取り及び、参考食品等から原因と考えられる食中毒起因菌は検出されなかった。

患者ふん便検査の結果、腸炎ビブリオが検出されたが、原因食品、施設を特定することはできなかった。

摂取場所： 自宅

発生場所： 自宅

No. 53

概要： 7月31日10時、埼玉県内病院医師から、7月29日から会社員複数名が食中毒症状を呈し、受診している旨、埼玉県を通じて衛生局に連絡があった。

調査の結果、7月28日17時頃、保谷市内の会社で社員15名が会食を行ったところ、うち5名が、7月29日5時から30日7時にかけて下痢、腹痛、発熱等の食中毒症状を呈しており、残ったオードブルを持ち帰って喫食していた会社員の家族1名が、同様に発病していることも判明した。

会食には、すし弁当、オードブル、冷凍食品が提供されていたが、発病した家族を含め、共通食はオードブルしかなく、患者ふん便、オードブルを調製した従事者ふん便からサルモネラ・ガリファが検出されたことから、当該施設が原因のサルモネラ・ガリファによる食中毒と特定された。

摂取場所： 事業所

発生場所： 自宅ほか

No. 54

概要： 7月31日19時頃、新宿区内病院医師から、7月30日に港区内すし店で喫食した複数名が食中毒症状を呈している旨、衛生局へ連絡があった。

施設を所管する芝保健所に連絡したところ、7月30日12時から7月31日21時にかけて当該すし店を利用した、3グループ34名中3グループ10名が、7月30日23時から8月1日14時にかけておう吐、下痢、腹痛、発熱等の症状を呈していることが判明した。

患者の共通食は当該飲食店の食事しかなく、また、患者ふん便から腸炎ビブリオが検出されたことから、芝保健所は、当該すし店を原因施設とする腸炎ビブリオによる食中毒事件と断定した。

摂取場所： 飲食店（すし）

発生場所： 自宅ほか

No. 55

概要： 8月4日9時40分、稲城市消防署から、食中毒症状を呈した患者3名を稲城市内病院に搬送した旨の連絡が、南多摩保健所にあった。患者はいずれも8月3日昼、千代田区内で行われた結婚披露宴に出席していたことが判明したため、施設を所管する麴町保健所が調査したところ、8月3日の昼に行われた結婚披露宴に出席した40名中30名が8月3日20時から8月5日15時にかけておう吐、下痢、腹痛、発熱等の食中毒症状を呈していることが判明した。

患者の共通食は当該披露宴で提供された食事のみであり、また、患者ふん便から腸炎ビブリオが検出されたことから、当該施設を原因とする腸炎ビブリオによる食中毒事件と特定された。

しかし、施設拭き取り、従事者ふん便、参考食品等から食中毒起因菌は検出されず、検食がなかったことから、原因食品を特定することはできなかった。

摂取場所： 飲食店（一般）

発生場所： 自宅ほか

No. 56

概要： 8月4日11時、荒川区内病院医師から、8月3日に食中毒症状を呈した家族2名を診察した旨、荒川保健所に連絡があった。

調査の結果、患者は北区在住の家族3名中の2名で、8月3日16時30分頃から下痢、おう吐、発熱等の食中毒症状を呈し、同日19時30分頃、救急車で搬送されていたことが判明した。

患者の共通食は家庭での食事と、持ち帰り寿司があったが、家庭の拭き取り等の結果、食中毒起因菌は検出されず、また、持ち帰り寿司の購入先を覚えていなかったことから、原因食品を特定することはできなかった。

検査の結果、患者ふん便から腸炎ビブリオが検出されたことから、原因施設不明の腸炎ビブリオによる食中毒事件として処理された。

摂取場所： 不明

発生場所： 自宅ほか

No. 57

概要： 食中毒の概要（詳報）参照
摂取場所： 飲食店（一般）
発生場所： 勤務先

No. 58

概要： 8月9日10時、立川市内病院医師から、8月8日に食中毒症状を呈した患者を診察した旨、東京都保健医療情報センターに連絡があった。

調査の結果、患者は家族2名中の1名であり、8月2日から夫婦で旅行に出かけたところ、旅行中の8月4日11時30分から下痢、腹痛、吐き気、おう吐等の食中毒症状を呈していたことが判明した。

旅行中には複数の施設での喫食があったが、施設を所管する自治体に調査を依頼したところ、いずれの施設にも苦情はなかった。

検査の結果、患者ふん便由来の菌株から腸炎ビブリオが検出されたが、上記の結果から原因施設不明の食中毒事件として処理された。

摂取場所： 不明
発生場所： 旅行先

No. 59

概要： 8月8日14時、品川区飲食店業者から、自社で調製した弁当を喫食した者が、8月7日8時から8日13時30分にかけて下痢、腹痛、発熱等の食中毒症状を呈している旨、品川保健所へ連絡があった。

調査の結果、当該飲食店では、8月6日に29の事業所にコーンピラフ弁当を177個販売しており、うち18事業所の50名が、8月7日8時から8月11日にかけて下痢、腹痛、発熱等の食中毒症状を呈していることが判明した。

検査の結果、施設内拭き取り、器具拭き取り、従事者ふん便、患者ふん便からサルモネラ・コリリスが検出されたことから、当該施設を原因とするサルモネラ・コリリスによる食中毒事件と断定された。

摂取場所： 勤務先
発生場所： 自宅ほか

No. 60

概要： 8月14日、葛飾区内病院医師から、8月7日から下痢、発熱等の食中毒症状を呈した家族3名のふん便を検査したところ、サルモネラが検出された旨、葛飾北保健所へ連絡があった。

調査の結果、患者は足立区内在住の夫婦2名と子供2名の合計4名中の3名で、8月7日2時から8月8日4時にかけて下痢、発熱、おう吐、腹痛等の症状を呈していることが判明した。

患者はほとんど全ての食事を家庭で喫食しており、家庭の食事が原因として疑われた。しかし、患者の共通食がないことから、原因食品、施設を特定することはできなかった。

患者ふん便由来の菌株を検査したところ、サルモネラ・エンテリテイスが検出された。

摂取場所： 不明
発生場所： 自宅

No. 61

概要： 8月9日9時30分、清瀬市内病院医師から、8月8日頃から血便等の食中毒症状を呈した患者2名を診察した旨、多摩東村山保健所に届出があった。

調査の結果、患者は東久留米市内在住の家族4名中の兄弟2名で、8月8日20時から8月8日23時にかけて下痢、腹痛、吐き気、おう吐、発熱等の症状を呈していることが判明した。また、病院での検査の結果、患者ふん便から腸炎ビブリオが検出された。

患者はほとんどの食事を家庭で摂っていた。また患者に共通する外食が複数あったが、いずれの施設にも苦情はなく、家庭の調査も十分に実施することが出来なかったことから、原因食品、施設を特定することはできなかった。

また、病院で腸炎ビブリオの菌株が廃棄されており、行政で確認することができなかったことから病因物質不明の食中毒事件として処理された。

摂取場所： 不明
発生場所： 自宅

No. 62

概要： 8月18日15時40分、埼玉県内病院医師から、港区内飲食店で食事をしたところ、食中毒症状を呈したという患者を診察した旨の連絡を、埼玉県を通じて衛生局に連絡があった。

調査の結果、8月8日19時から21時に港区内飲食店で会食をした72名のうち11名が、8月9日午前中から8月10日にかけておう吐、下痢、腹痛、発熱等の症状を呈していたことが判明した。

患者の共通食は当該飲食店での食事のみであり、検査の結果、患者ふん便から腸炎ビブリオが検出

されたことから、当該飲食店を原因施設とする食中毒事件と特定された。

また、従事者ふん便、施設拭き取り及び、参考食品等から原因と考えられる食中毒起因菌は検出されず、患者喫食状況からも原因食品を特定することはできなかった。

摂取場所： 飲食店（一般）

発生場所： 自宅ほか

No. 63

概要： 8月18日13時56分、立川市内病院医師から、8月11日から食中毒症状を呈した患者ふん便の検査を実施したところ、腸炎ビブリオを検出した旨、多摩立川保健所に届出があった。

調査の結果、患者は立川市内在住の家族5名のうち1名で、8月11日19時から下痢、腹痛、発熱、おう吐等の症状を呈していた。

患者はほとんどの食事を家庭で摂っていたが、その他家族に発病はなかった。また複数の外食があったが、いずれの施設にも苦情はなく、家庭の調査も協力が得られなかったことから、原因食品、施設を特定することはできなかった。

検査の結果、患者ふん便由来の菌株から、腸炎ビブリオが確認されたため、原因施設不明の腸炎ビブリオによる食中毒事件として処理された。

摂取場所： 不明

発生場所： 自宅

No. 64

概要： 8月18日10時30分、板橋区内病院医師から、8月11日に細菌性腸炎で受診中の患者ふん便から、腸炎ビブリオが検出され、食中毒と思われる旨、板橋区保健所へ届出があった。

患者は板橋区内在住の単身者で、8月11日23時から下痢、腹痛、発熱、おう吐等の症状を呈していた。

患者はほとんどの食事を家庭で摂っていた。また複数の外食があったが、いずれの施設にも苦情はなく、原因食品、施設を特定することはできなかった。

検査の結果、患者ふん便由来の菌株から、腸炎ビブリオが確認されたため、原因施設不明の腸炎ビブリオによる食中毒事件として処理された。

摂取場所： 不明

発生場所： 自宅

No. 65

概要： 8月19日14時50分、昭島市内病院医師から、8月12日から食中毒症状を呈した患者ふん便を検査したところ、腸炎ビブリオが検出された旨、立川保健所へ連絡があった。

調査の結果、患者は立川市内在住の単身者で、8月12日10時から、下痢、腹痛等の症状を呈していることが判明した。

患者の喫食先として、外食が複数箇所あったが、いずれの施設にも苦情はなく、原因食品、施設を特定することはできなかった。

検査の結果、患者ふん便由来の菌株から、腸炎ビブリオが確認されたため、原因施設不明の腸炎ビブリオによる食中毒事件として処理された。

摂取場所： 不明

発生場所： 自宅

No. 66

概要： 8月14日13時10分、江戸川区内患者から、8月13日13時頃に葛飾区内飲食店で喫食したところ、食中毒症状を呈した旨、江戸川保健所へ連絡があった。

調査の結果、8月13日13時、葛飾区内飲食店で同一グループの3家族6名がフランスコース料理を喫食したところ、全員が8月13日20時から8月14日10時にかけて下痢、腹痛、吐き気、おう吐等の症状を呈していることが判明した。

当日、他に10名がフランスコース料理を喫食していたが、いずれも予約利用客でなかったため、積極的に発病の確認ができなかった。しかし、保健所に同様な症状を訴える連絡はなかった。

検査の結果、従事者ふん便、施設拭き取り、食品等から原因と考えられる食中毒起因菌は検出されなかった。

しかし、当該コース料理以外に患者らの共通食がないこと、患者ふん便から腸炎ビブリオが検出されたことから、当該飲食店が原因施設と特定された。

摂取場所： 飲食店（一般）

発生場所： 自宅ほか

No. 67

概要： 8月15日13時、葛飾区内事業所職員から、8月13日昼に、出前すしを喫食した同所職員が食中毒症

状を呈し、欠勤している者もいる旨、葛飾保健所に連絡があった。

調査の結果、当該事業所職員の9名が葛飾区内のすし店が調整した出前すしを喫食しており、うち5名が8月14日から腹痛、下痢等の症状を呈していた。患者の喫食状況調査から共通する食事は当該出前すしのみであることが判明し、検査の結果、患者ふん便、施設拭き取りから腸炎ビブリオを検出した。

以上のことから、葛飾保健所は当該すし店を原因施設とする腸炎ビブリオ食中毒と断定した。

摂取場所： 事業所事務室

発生場所： 患者の自宅及び通勤途中

No. 68

概要： 8月18日朝、消防署救急係から、8月14日2時から12時にかけて家族3名が食中毒症状を呈し、重症者2名を搬送したとの連絡が葛飾保健所にあった。

この家族の喫食状況の調査から、共通食は家庭での食事のみであり、生のうずら卵などを喫食していたが、残品等がなかったことから原因食品を特定することはできなかった。

また、検査の結果、患者ふん便からサルモネラ・ティフィリウムが検出された。

以上のことから、家庭の食事を原因とするサルモネラ食中毒として処理された。

摂取場所： 家庭

発生場所： 自宅

No. 69

概要： 8月26日17時20分、八王子市内の事業所職員から、8月20日に事業所の野球部員の複数名が食中毒の症状を呈した旨、八王子保健所に連絡があった。

調査の結果、8月20日18時頃、八王子市内の飲食店において事業所の野球部員20名が会食したところ、うち7名が、8月21日20時から22日14時30分にかけて吐き気、腹痛、下痢、発熱などの食中毒症状を呈していた。患者に共通する食事は当該飲食店での会食のみであり、また、検査の結果、患者ふん便、従事者ふん便、参考食品からサルモネラ・トガツが検出された。

以上のことから、八王子保健所は当該飲食店の会食料理を原因とするサルモネラ食中毒と断定した。

摂取場所： 飲食店

発生場所： 患者の自宅

No. 70

概要： 8月26日11時10分、消防隊から食中毒様症状を呈した患者を病院に搬送した旨、荒川保健所に連絡があった。

調査の結果、8月25日19時頃から8月26日4時頃にかけて、荒川区内に在住する家族3名のうち2名（母・子）が腹痛、下痢、おう吐等の症状を呈していた。なお、患者のうち1名（母）は26日朝、救急車で病院に搬送され入院していた。

検査の結果、患者2名のふん便、家庭の台所流し拭き取りから、サルモネラ・エンテリテリスが検出された。

一方、喫食状況の調査から、母親と息子に共通する食事は、家庭での食事のみであることが判明し

また、母親は発病前日の25日8時に生鶏卵を喫食しており、鶏卵が原因食品として疑われたが、鶏卵残品の検査結果は食中毒起因菌陰性であり、また、鶏卵の販売店、パック加工業者及び生産者には類似苦情はなかった。

以上のことから、家庭の食事を原因とするサルモネラ食中毒として処理された。

摂取場所： 家庭

発生場所： 自宅

No. 71

概要： 食中毒の概要（詳報）参照

摂取場所： 各事業所及び飲食店

発生場所： 自宅

No. 72

概要： 9月3日11時、北区内の医療機関医師から、食中毒症状を呈した受診患者の検便の結果、サルモネラO9群が検出された旨、北区保健所に届出があった。

患者は8月26日13時30分から下痢、腹痛等の症状を呈していた。家族は患者本人と妻の2人であるが、妻は発病していなかった。また、近隣における食中毒等の類似の届出はなかった。

患者は発病前に家庭で生鶏卵を喫食しており、その喫食から発病までの時間を考慮すると、それが原因かと疑われたが、冷蔵庫から取り出した直後に喫食しており、また、家庭に残っていた鶏卵及び購入先のスーパーから収去した参考品からはサルモネラは検出されず、鶏卵生産者までの遡り調査でも、苦情等はなかった。

一方、病院で検査した患者のふん便由来の菌株を検査したところ、*サレネラ・エンテリテイス* であることを確認した。

以上のことから、原因食品不明のサルモネラによる食中毒として処理された。

摂取場所： 不明

発生場所： 自宅

No. 73

概要： 9月3日10時55分、渋谷区内の医療機関看護婦から、8月28日から9月1日にかけて、同医療機関の周辺の在勤者8名が発熱、腹痛、下痢等の症状を呈して受診しており、うち2名の患者ふん便からサルモネラO9群が検出された旨、渋谷区保健所に連絡があった。

同保健所が調査したところ、患者らは8月27日昼に、渋谷区内の弁当店が調整した弁当を購入喫食していることが判明した。最終的に、患者は7グループから11名の患者が確認されたが、当該弁当店の複数の弁当喫食者から患者発生があるため、喫食状況からは原因となった弁当の種類の特定はできなかった。

一方、検査の結果、患者ふん便、従事者ふん便から*サレネラ・エンテリテイス* が検出された。

以上のことから、渋谷区保健所は当該弁当店が調製した弁当によるサルモネラ食中毒と断定した。

摂取場所： 各勤務先等

発生場所： 自宅他

No. 74

概要： 食中毒概要（詳報）参照（平成9年9月4日報道発表）

摂取場所： 不明

発生場所： 自宅

No. 75

概要： 9月10日15時50分、江東区内病院の医師から、食中毒症状を呈した患者2名を診察した旨、城東保健所に届出があった。

調査の結果、江東区内の学校職員9名が9月1日9時30分から13時15分にかけて、どら焼（うぐいす餡）を喫食したところ、うち4名が同日12時30分から18時30分にかけて吐き気、おう吐、腹痛等の症状を呈していた。このどら焼は、学校職員が8月30日に台東区内の菓子製造業から、50個購入し、家庭の冷暗所に保管後、9月1日朝に学校に持参し同僚らに配ったものであった。

一方、菓子製造業では、8月30日に300個（小倉餡120個、白餡100個、うぐいす餡80個）を製造しているが、他からの患者発生は確認されなかった。

検査の結果、喫食者ふん便、患者吐物、食品残品及び参考品、従事者ふん便、従事者手指拭き取り等から黄色ブドウ球菌を検出した。

以上のことから、台東保健所は当該菓子製造業が製造したどら焼（うぐいす餡）を原因食品とする黄色ブドウ球菌による食中毒と断定した。

摂取場所： 勤務先

発生場所： 勤務先他

No. 76

概要： 9月8日16時50分、国立市内の病院医師から、食中毒症状を呈した患者の検便から大腸菌O18及びカンピロバクターが検出されたとの通報があった。

調査の結果、患者は9月5日19時から下痢、腹痛、発熱等の症状を呈しており、また、患者の勤務先の同僚2名も9月5日に下痢、腹痛の症状を呈していたことが判明した。

3名の共通食は9月2日昼食として飲食店から配達された定食、及び同日夜の社内参加者7名での飲食店での宴会に限定されたが、両店舗とも類似苦情はなく、施設の細菌検査等からも原因施設を絞り込むことはできなかった。

なお、患者のふん便由来の大腸菌O18菌株は毒素産生性がないことが確認された。また、カンピロバクター菌株は既に廃棄されており、行政での確認検査ができなかった。

以上のことから、原因食品、病因物質不明の食中毒として処理された。

摂取場所： 不明

発生場所： 自宅

No. 77

概要： 食中毒概要（詳報）参照

摂取場所： 路上（祭り参加時）

発生場所： 自宅

No. 78

概要： 9月16日11時30分、大田区内の病院医師から、食中毒症状を呈した複数の患者を診察した旨、大田区保健所に届出があった。

調査の結果、別々の3家族から6名が、9月13日13時から9月14日20時にかけて下痢、腹痛、発熱等の症状を呈していた。この6名の患者は、大田区内の魚介類販売店から9月12日、又は13日に購入した刺し身を喫食しており、この中で生ウニが共通することが判明した。発症者はいずれも生ウニを喫食しており、生ウニを喫食しなかった者からの発症はなかった。この生ウニは当該魚介類販売店が9月12日に仕入れた同一ロット品であることから、生ウニが原因食品と推定された。

検査の結果、患者ふん便、食品（参考品）から腸炎ビブリオが検出された。

以上のことから、原因食品を生ウニ（推定）、病因物質を腸炎ビブリオとする食中毒として処理された。

摂取場所： 各家庭

発生場所： 各自宅

No. 79

概要： 9月16日11時30分、大田区内の病院医師から、食中毒症状を呈した複数の患者を診察した旨、大田区保健所に届出があった。

調査の結果、大田区在住の1家族2名が、9月13日14時30分から下痢、腹痛、発熱等の症状を呈していた。患者に共通する食品は、親戚から貰い受け家庭で喫食した生ウニのみであった。この生ウニは、親戚が9月12日18時に大田区内の魚介類販売店にて購入したものを、同日18時30分にその半分を貰い受け同日21時30分に家族4名のうち患者2名が喫食していた。なお、親戚宅では、生ウニの残り半分を同日18時45分に5名で喫食したが、発症者はなかった。また、当該魚介類販売店では販売日の当日に仕入れたものを、適正な温度管理のうえ販売しており、他からの苦情はなく、当該販売店を原因施設と特定するには至らなかった。

検査の結果、患者2名のふん便から腸炎ビブリオが検出された。

以上のことから、生ウニを原因食品とする腸炎ビブリオによる食中毒と確定したが、原因施設を特定することはできなかった。

摂取場所： 家庭

発生場所： 自宅ほか

No. 80

概要： 9月19日、三鷹市内の病院医師から、入院患者1名のふん便から腸炎ビブリオが検出された旨、三鷹武蔵野保健所に食中毒の届出があった。

患者は9月14日15時に腹痛、下痢等の症状を呈していたが、患者の喫食状況、自宅等の細菌検査などの協力は得られず、原因食品の究明には至らなかった。

以上のことから、原因食品不明の腸炎ビブリオによる食中毒として処理された。

摂取場所： 不明

発生場所： 自宅

No. 81

概要： 9月24日、世田谷区内の病院医師から食中毒と疑われる患者を診察した旨、世田谷保健所に連絡があった。

調査の結果、患者は9月16日、17日に千代田区内の勤務先会社の研修会に参加しており、この研修会に参加した10名のうち7名が、9月17日から18日にかけて下痢、腹痛、発熱等の症状を呈していたことが判明した。また、これらの患者は、研修時の昼食として千代田区内の飲食店が調製した仕出し弁当を喫食していることから、9月16日及び17日の当該仕出し弁当の配達先を調査したところ、別グループからも発病者が確認された。

検査の結果、患者ふん便、従事者ふん便、参考食品からサルモネラ・ヴァルフォが検出された。

以上のことから、神田保健所は当該飲食店が調製した仕出し弁当を原因とするサルモネラ食中毒と断定した。

摂取場所： 研修先

発生場所： 自宅ほか

No. 82

概要： 9月27日9時頃、葛飾区内の病院医師から、入院患者のふん便からサルモネラO9群が検出された旨、東京都保健医療情報センター「ひまわり」に届出があった。

患者は、葛飾区在住の3歳の保育園児であり、9月20日1時頃から下痢、腹痛、発熱等の症状を呈していた。また、家族4名のうち姉（5歳）が翌21日9時から同様な症状で発病していた。

この2名の共通食は、家庭及び保育園での食事であったが、保育園の検食からは食中毒起因菌は検出されず、また、通園児の出席状況も通常であった。一方、家庭内の拭き取り検査や食品の検査から

は食中毒起因菌は検出されなかった。

患者ふん便由来のサルモネラ菌株を行政で検査したところ、*Salmonella*・*Enteritidis* であることが確認された。

以上のことから、原因食品不明のサルモネラ食中毒として処理された。

摂取場所： 不明
発生場所： 自宅

No. 83

概要： 9月24日15時20分、台東区内の在勤者から本人及び妻の夫婦2名が、食中毒症状を呈しているとの連絡が台東保健所にあった。

調査の結果、患者2名は9月24日13時30分から15時にかけて吐き気、おう吐等の食中毒症状を呈していた。この2名の喫食調査から、24日の朝食におはぎ等、昼食は市販の惣菜、弁当類を喫食していることが判明した。昼食の惣菜、弁当は、荒川区内の施設で製造されていたが、当該施設を調査したところ、他からの苦情はなかった。

検査の結果、患者ふん便、家庭の食品残品（おはぎ）等から黄色ブドウ球菌が検出された。

以上のことから、台東保健所はおはぎを原因食品とする黄色ブドウ球菌による食中毒として断定した。

なお、このおはぎは、9月23日に患者の実家の母親が調製したものであり、同日患者夫婦が実家に行った際に貰い受け、同日車で1時間位かけて自宅に持ちかえり、帰宅後に冷蔵庫にて保管し、翌24日朝に喫食していた。

摂取場所： 自宅
発生場所： 勤務先

No. 84

概要： 食中毒概要（詳報）参照 平成9年9月30日報道発表

摂取場所： 学校ほか（仕出し弁当配達先）
発生場所： 自宅ほか

No. 85

概要： 10月6日12時10分、国分寺市内の保育園関係者から多摩立川保健所に、園児の母親から病院の検便でサルモネラが検出されたとの知らせがあり、他の園児の中にも下痢、発熱の症状のあるものがあるとの届出があった。

調査の結果、当該保育園の通園児21名のうち11名が、9月21日から10月5日にかけて下痢、おう吐、発熱等の症状を呈していた。発病した11名の園児は、ほとんどが0～1歳児であり、共通食は当該保育園で調製された乳幼児食（ミルク及び離乳食等）のみであった。また、患者はオムツを使用している園児がほとんどで、食事の補助、オムツの取り替えは保母が行っていた。

検査の結果、患者ふん便から*Salmonella*・*Typhimurium*が検出された。しかし、検食、拭き取り等からは食中毒起因菌は検出されなかった。

以上のことから、多摩立川保健所は当該保育園の食事を原因とするサルモネラによる食中毒と断定した。

摂取場所： 保育園
発生場所： 保育園ほか

No. 86

概要： 10月16日11時30分、あきる野市内の病院医師から、キノコ中毒と思われる患者3名を診察した旨の届出があった。

調査の結果、患者は八王子市内在住の夫婦2名と隣家に居住するその娘の3名であり、9月29日午前6時から8時にかけて腹痛、吐き気、肝機能障害等の症状を呈していた。夫婦は、自宅裏山で採取した白いキノコ（その後の調査からオシロイシメジと推定）を、9月28日昼から29日朝にかけて3回喫食し、また、夫婦は知人ら6名と娘にこのキノコを配り、娘は9月28日夜に調理し喫食していた。なお、夫婦がキノコを配った知人ら6名は、発症していなかった。

採取したオシロイシメジの中に一部ドクツルタケなどの有毒キノコが混入していた可能性が考えられたが、キノコの残品が無く、患者の血液検体からも毒素を検出しなかったこと、また、患者3名はキノコ以外にも共通食があり、事件が発生してから2週間以上も経過してからの届出であるため、詳細な調査ができず、原因食品、病因物質が不明の食中毒として処理された。

摂取場所： 不明
発生場所： 自宅ほか

No. 87

概要： 10月7日、日の出町在住者から、自ら採取したキノコを油炒めにして家族で喫食したところ、おう

吐、胸痛、顔面腫脹などの症状を呈した旨、秋川保健所に届出があった。

調査の結果、届出者が10月5日に青梅市内で自ら採取したキノコを10月7日14時20分頃、自宅で調理し、家族6名で喫食したところ、うち2名が同日18時からおう吐、下痢等の症状を呈し病院に受診し、うち1名が入院していた。

キノコ鑑別の結果、ニクザキン科カエンタケであることが判明した。本キノコは、近年、有毒キノコとして症例報告があるが、それらの報告と本件における症状が異なること、都立衛生研究所における動物試験の結果マウスに異常が認められないことなどから、原因食品としての断定はできなかった。以上のことから、原因食品、病因物質不明の食中毒として処理された。

摂取場所： 不明
発生場所： 自宅

No. 88

概要： 10月14日9時15分、足立区内の医療機関の医師から、来院中の患者に食中毒の疑いがある旨、足立保健所に届出があった。

調査の結果、10月12日に足立区内少年スポーツチームの運動会に参加した9チームのうち3チームの少年及び保護者ら39名が、同日17時から14日15時にかけて下痢、腹痛、吐き気などの食中毒症状を呈していた。患者の共通食は、当日の昼食に同一飲食店が調製した昼食の弁当のみであることから、当該飲食店を原因施設と断定した。

また、検査の結果、喫食者（患者、非発病者）ふん便から同一型のウェルシュ菌（TW27型）が高率に検出されたが、既知の毒素の産生性は認められなかった。

以上のことから、弁当を原因とする病因物質は不明（推定ウェルシュ菌）の食中毒として処理された。

摂取場所： 運動会会場
発生場所： 各自宅及び職場

No. 89

概要： 10月20日10時40分、豊島区内の会社在勤者から、同区内の飲食店で会食を行ったところ、複数名が食中毒症状を呈した旨、池袋保健所に届出があった。

当該会社員グループは、当該飲食店で10月15日18時から11名で会食を行っており、うち9名が発病していた。また、当該飲食店の他利用者3名も同様な発病が確認された。これらの患者12名は、15日23時30分から16日17時30分にかけて、下痢、腹痛、発熱等の症状を呈しており、患者の共通食は、当該飲食店での食事のみであり、会食料理の食品別のマスターテーブルからフィッシャーの直接確率法を用いた検定の結果、「マグロの山かけ」が1%の危険率で原因食品として有為であった。

一方、検査の結果、患者ふん便、従事者ふん便からカンピロバクターが検出された。

以上のことから、マグロの山かけが原因食品と推定されるサルモネラによる食中毒として処理された。

摂取場所： 飲食店
発生場所： 自宅及び勤務先

No. 90

概要： 10月27日15時、新宿区内の高等学校教諭から、九州方面に修学旅行に行った同校の生徒100名が、腹痛、下痢、発熱等の食中毒症状を呈している旨、新宿保健所に連絡があった。

当該高等学校では、10月19日から25日にかけて生徒417名、教職員15名の432名が、4つの隊に分かれ2隊ずつ先発と後発隊で1日ずれて出発していた。旅行行程は隊毎に異なるが、食事施設や宿泊施設が重複しており、4隊の行程は複雑に入り組んでいた。患者は生徒112名、教職員1名の113名で10月20日10時から29日18時にかけて食中毒症状を呈しており、多数の患者ふん便からカンピロバクターが検出された。

なお、利用施設等の調査では、原因施設と特定される調査結果は得られなかった。

以上のことから、原因施設不明のカンピロバクター食中毒として処理された。

摂取場所： 不明
発生場所： 自宅ほか

No. 91

概要： 10月23日11時45分、渋谷区内の大学関係者から、寮生多数が食中毒症状を呈している旨、渋谷区保健所に届出があった。

調査の結果、寮生138名及び寮関係者2名の140名のうち、58名（寮生57名、寮関係者1名）が10月22日7時から23日12時にかけて腹痛、下痢、おう吐、発熱等の食中毒症状を呈していた。通常、寮生は、朝食と夕食は寮の食堂を利用しており、昼食は学校食堂を利用していた。また、発生前日の10月21日は、バスで都内見学に行っており、昼食は車内で幕の内弁当を、夕食はレストランを利用していた。しかし、他の利用者から同様の発病者はなく、同行した講師、バス運転手、ガイドは発病はし

ていなかった。一方、寮の食堂については、寮生以外に寮関係者1名が発病しており、寮以外の食事の共通性はない。

細菌検査の結果、原因と考えられる食中毒起因菌は検出されなかった。

以上のことから、寮の給食を原因とする病因物質不明の食中毒として処理された。

なお、参考として実施したウイルス検査の結果、複数の患者ふん便からSRSVが検出され、ウイルスの関与が疑われた。

摂取場所： 寮食堂
発生場所： 大学校内ほか

No. 92

概要： 10月29日、千代田区内の会社診療所医師から受診患者4名について食中毒の疑いがある旨、麴町保健所に届出があった。

この患者4名は、10月24日昼に千代田区内の飲食店で会社同僚5名で食事をした際に、カツ丼を喫食していた。その後の調査で、当該飲食店を10月21日から24日に利用した者のうち、セットメニュー等でカツ丼を喫食した17名が、10月22日から26日にかけて、食中毒症状を呈していたことが判明した。

検査の結果、患者ふん便、従事者ふん便からサルモネラ・エンテリティス が検出された。

以上のことから、麴町保健所は当該飲食店が調製したカツ丼（推定）を原因食品とするサルモネラ食中毒と断定した。

摂取場所： 飲食店
発生場所： 自宅ほか

No. 93

概要： 食中毒概要（詳報）参照（平成9年11月17日報道発表）

摂取場所： 勤務先会社（仕出し弁当配達先）

発生場所： 勤務先会社ほか

No. 94

概要： 食中毒概要（詳報）参照（平成9年11月28日報道発表）

摂取場所： 飲食店（披露宴会場）

発生場所： 自宅ほか

No. 95

概要： 食中毒概要（詳報）参照

摂取場所： 飲食店

発生場所： 自宅ほか

No. 96

概要： 12月19日13時30分、八王子市内の病院医師から1名の食中毒患者が発生した旨、八王子保健所に通報があった。

調査の結果、八王子市内に在住する患者が、12月7日14時45分頃にコンビニエンスストアで購入した弁当を同日16時30分に喫食したところ、30分後から吐き気、腹痛、下痢等の症状を呈したとのことで同病院を受診していた。しかし、当該コンビニエンス弁当が原因とする根拠は見当たらず、また、喫食状況等の調査について、患者の協力が得られなかったことから、原因食品及び病因物質は不明であった。

摂取場所： 飲食店
発生場所： 自宅ほか

No. 97

概要： 12月17日16時、新宿区内の会社在勤者（患者）から、12月12日18時15分から同区内の飲食店で社員22名が会食を行ったところ、うち9名が翌13日18時から下痢、腹痛、吐き気、おう吐、発熱等の食中毒症状を呈した旨、四谷保健所に届出があった。

患者の共通食は、当該飲食店での食事のみであることから、この飲食店での会席料理が原因食品と断定された。会席料理のメニューに生カキが含まれており、原因食品として疑われたが、喫食状況からマスターテーブルを作成しカイニ乗検定を試みたものの、特定には至らなかった。

検査の結果、患者ふん便からSRSVが高率に検出された。

以上のことから、四谷保健所は当該飲食店の会席料理を原因とするSRSV食中毒と断定した

摂取場所： 飲食店
発生場所： 自宅ほか

No. 98

概要： 12月15日18時20分、福生市内医療機関の医師から、腹痛、下痢等の食中毒様症状を呈している患者がいる旨、保健医療情報センターに届出があった。

調査の結果、12月13日17時頃から羽村市内の飲食店において、忘年会を開催した会社員グループ47名のうち22名が、14日22時から15日21時にかけて腹痛、下痢等の症状を呈していた。さらに、12月14日に当該飲食店を利用した別の会社員グループ10名中5名も、12月16日10時から18日9時にかけて同様の症状を呈していることが判明した。

患者の共通食は、12月13日と14日に当該飲食店において提供された宴会料理（生カキを含む）のみであった。

検査の結果、患者ふん便から高率にSRSVが検出された。

以上のことから、多摩川保健所は当該施設を原因施設とする、宴会料理によるSRSV食中毒と断定した。

なお、宴会料理は刺し身、揚物、煮物、焼物等が提供されていたが、喫食状況から生カキが原因食品と推定された。

摂取場所： 飲食店

発生場所： 自宅ほか

No. 99

概要： 12月22日16時45分、患者代表者から、12月16日夜に港区内の飲食店にて6名で会食したと、翌17日22時から18日2時にかけて、全員が下痢、腹痛、吐き気、おう吐、発熱等の食中毒症状を呈した旨、芝保健所に届出があった。

患者の共通食は当該飲食店での会食のみであることから、原因施設と断定した。しかし、会食時のメニューは患者6名全員がすべて喫食しており、また、調査時に残品がなかったことから、原因食品がメニューのいずれかであるかは特定できなかった。

検査の結果、患者ふん便からSRSVが高率に検出された。

以上のことから、芝保健所は、当該飲食店の会食料理を原因食品とするSRSV食中毒と断定した。

なお、患者らは当該飲食店で、シジミ醤油漬け、アサリ唐辛子炒め、カキとネギの炒め等を喫食していた。

摂取場所： 飲食店

発生場所： 自宅ほか

No. 100

概要： 12月22日15時、千代田区内飲食店の店長から、12月18日夕刻に当該飲食店を利用した15名のグループ客のうち複数名が食中毒様の症状を呈しているとの連絡が神田保健所にあった。

調査可能であった当該飲食店を18日に利用した3グループ26名を調査したところ、17名が19日午後から20日にかけて下痢、腹痛、吐き気、おう吐等の症状を呈していたことが判明した。患者の共通食は当該飲食店の宴会コース料理のみであることが判明したが、マスターテーブルからはどの食品が原因であったかは特定できなかった。

検査の結果、患者、非発病者、調理従事者ふん便からSRSVが検出された。

以上のことから、神田保健所は当該飲食店の宴会コース料理を原因食品とするSRSV食中毒と断定した。

なお、宴会コース料理には、酢の物、鍋の具として、それぞれカキの提供があり、その関与が疑われた。

摂取場所： 飲食店

発生場所： 勤務先、自宅ほか

No. 101

概要： 食中毒概要（詳報）参照（平成9年12月26日報道発表）

摂取場所： 飲食店

発生場所： 自宅ほか

No. 102

概要： 12月22日13時30分、多摩市内の事業所職員から、おう吐、腹痛、下痢等の食中毒症状を呈している職員がいる旨、南多摩保健所に届出があった。

調査した結果、当該事業所の職員13名が、12月13日18時から多摩市内の飲食店において忘年会を行ったところ、うち7名が12月21日午前7時から午後5時30分頃にかけておう吐、下痢、腹痛等の症状を呈していた。同日、当該飲食店を利用した別の会社員4名グループのうち2名が、同様の症状を呈していることが判明した。患者に共通の食事は当該飲食店での宴会料理のみであることから、南多摩保健所は、当該飲食店を原因施設と断定した。また、患者を含む複数の喫食者のふん便からSRSVが検出されたことから、病因物質をSRSVと断定した。

摂取場所： 飲食店
発生場所： 各自宅

No. 103

概要： 12月25日17時10分頃、新宿区内病院の医師から、吐き気、おう吐、下痢等の食中毒症状を呈する患者を診察した旨、牛込保健所に届出があった。

調査の結果、12月23日18時から新宿区内の家庭でパーティー料理（家庭で調理及び購入したもの）を喫食した9名のうち5名が、12月24日21時から翌25日9時30分にかけて吐き気、おう吐、腹痛、下痢等の症状を呈していたことが判明した。また、発病者に共通する食事は、このパーティー料理のみであることから、この食事を原因とする食中毒と断定した。しかし、喫食状況調査から得たマスターテーブルからは、原因食品を特定することはできなかった。

患者らはパーティー料理の一つとして殻付カキを喫食しており、また、患者の主症状、潜伏時間からSRSV食中毒が疑われたが、患者の協力が得られ検査に供した患者ふん便は1検体のみであり、それからは食中毒起因菌及びSRSVのいずれも検出されず、病因物質は不明であった。

摂取場所： 家庭
発生場所： 自宅